

農業マスタークラス実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、宮城県農業大学校規則（昭和59年2月14日宮城県規則第7号）第17条4項に基づき、農業マスタークラス（以下、「マスタークラス」という。）の研修内容について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 農業法人等の従業員及び独立就農を目指す者を対象に、より高度な知識と技能の修得を支援し、地域又は農業法人等における指導者を育成し、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(研修生及び研修期間)

第3 研修生及び研修期間は次に掲げるとおりとする。

- (1) マスタークラスの研修生（以下、「研修生」という。）は、ニューファーマーズカレッジの受講生とする。
- (2) 研修期間は毎年4月からとし、1回の許可につき、1年以内とする。
なお、農業マスタークラス研修の受講は原則として1年限りとする。

(受講者数)

第4 マスタークラスの入校許可人数は、設備及び他の研修内容を勘案し、毎年決めるものとする。

(研修時間及び休日)

第5 研修時間は、大学校開校日の午前9時30分から午後4時までとし、閉校日は研修を行わない。

なお、栽培管理又はその他特別な事由により閉校日及び規定の時間外にやむをえず研修を行う場合は、宮城県農業大学校校長（以下「校長」という。）の承諾のもと、これを実施することができる。

(研修生の心得)

第6 研修生は、大学校の研修生としての自覚と礼節を保ち、下記に留意し研修を行う。

- (1) 研修期間中は、研修に専念するものとする。
- (2) 研修期間中の病気、事故及びその他の事情により研修を中止又は休止する事態が生じた場合は、校長に申し出、その指示を受ける。
- (3) ほ場を適切に管理し、特別な事由がある場合を除き、ほ場を放置してはならない。

(4) その他必要な事項は、校長が別に定める。

(実施手続)

第7 実施手続は次に掲げるとおりとする。

- (1) マスタークラスを志願する者は、受講申込書(様式第B-1号)を校長が指定する期日までに提出しなければならない。
- (2) 校長は、研修受講希望者に対し書類及び面接審査を行い、その審査結果を受講希望者に通知する。
- (3) 本校に受講を許可された研修予定生は、「誓約書」(様式第B-2号)を校長に提出し、受講料を指定の日までに納入する。
- (4) 校長は、正当な理由が無く、前項の手続きを完了しない者に対して、受講の許可を取り消すことができる。

(研修記録及び報告)

第8 研修生は、次の事項をとりまとめ、報告しなければならない。

- (1) 研修前に「研修計画表」(様式第B-3号)を作成し、研修開始後14日以内に校長に提出しなくてはならない。
- (2) 「研修日誌」(様式第B-4号)及び「研修報告書」(様式第B-5号)を遅滞なく校長に提出しなければならない。

(指導)

第9 大学校は、知識研修における受講状況や技能研修における研修ほ場での巡回等により研修生の状況を適切に把握し指導を行う。

(研修の中止)

第10 研修生の健康が損なわれた場合又は第6で定めた事項に違反する場合、あるいはその他の事由により研修の中止が妥当と認められた場合は、校長は研修を中止させることができる。

(受講料)

第11 研修生は、農業大学校条例(昭和58年10月20日宮城県条例第17号(以下「条例」という)第6条の規定により定めた金額を、第7条の規定により、許可決定日から20日以内に所定の方法により納付しなければならない。

(受講料の不返還)

第12 納められた受講料は、条例第9条の規定により返還しない。

(証明書等の交付)

第13 各証明書等の交付は次に掲げるとおりとする。

- (1) 研修生に対しては受講証明書(様式B-6号)を除き、宮城県農業大学校細則(以下「細則」という。)に係る各種証明書は交付しない。

なお、受講証明書の交付を受けようとする場合には、校長に受講証明書交付申請書(様式B-7号)を提出しなければならない。

- (2) 校長は、研修実施日のうち知識研修の出席率が60%を満たし、かつ技能研修において担当ほ場が適切に管理されたと認められる場合はマスタークラス修了証書を交付することができる。

(負傷等の責任)

第14 研修生が研修期間において不慮の事故で負傷等した場合は、研修生自身にその責任が帰属し、大学校は一切その責を負わない。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、研修生に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要綱は平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年6月1日から改正する。

附 則

この要綱は令和4年1月4日から改正する。